**【社会福祉施設等における労働条件チェックリスト】**

別紙

|  |
| --- |
| 記入いただいた自主点検表は、令和５年６月９日（金）までに提出いただきますよう、お願いいたします。 |

【チェックリストの提出・問い合わせ先】

苫小牧労働基準監督署　第一方面

住所：苫小牧市港町１丁目６番１５号　苫小牧港湾合同庁舎２階

電話：０１４４－８８－８８９９

Mail:**tomakomai0117@mhlw.go.jp**

この労働条件チェックリストは、使用者が事業場における労働基準関係法令等の遵守状況を自ら点検し、自主的な改善を図るためのものです。点検の結果、×印の項目があった場合には改善が求められます。また、点検項目に該当しない場合は、点検結果欄に、斜線（／）を引いてください。なお、内容についてご不明な点は、上記問い合わせ先までお問い合わせください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検年月日 | 令和　　年　　月　　日 | 事業場名 |  |
| 労働者数(パート、アルバイトを含む) | 名 | 所在地 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 点検項目 | 点検結果(○×／) |  | No. | 点検項目 | 点検結果(○×／) |
| １ | 常時１０人以上の労働者(パート、アルバイトを含む。以下同じ。)を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出ている。 |  | 12 | 労働者を会社の都合により休業（自宅待機等）させた場合、平均賃金の６０％以上の休業手当を支払っている。 |  |
| ２ | 労働者を雇い入れる際、具体的な業務内容や　賃金額などの労働条件を記載した書面(労働条件通知書等)を交付している。 |  | 13 | 勤務日数に応じた年次有給休暇を付与している。 |  |
| ３ | 所定労働時間は、週４０時間、１日８時間以内（以下「法定労働時間」という。）としている。（保健衛生業で常時１０人未満の労働者を使用する場合は週４４時間） |  | 14 | 労働者名簿・賃金台帳を作成し、保存している。 |  |
| 15 | 就業規則、労使協定等については、職場に　備え付けるなどの方法により労働者に周知している。 |  |
| ４ | 次のような時間は労働時間として算定している。a 交替制勤務における引継ぎ時間b 業務報告書等の作成時間c 仕事の打合せ、会議等の時間d 参加が義務付けられている行事や研修等e 出張先から次の出張先までの移動に必要な　時間 |  | 16 | 雇い入れの際、及び１年以内ごとに１回（深夜業従事者には６ヵ月ごとに１回）、労働者に対し、定期に健康診断を実施している。 |  |
| 17 | 常時５０人以上の労働者を使用している　場合、産業医・衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせている。 |  |
| ５ | タイムカード等の客観的な記録から確認するなどにより、実際に働いた時間を適正に把握している。 |  |
| 18 | 常時５０人以上の労働者を使用している　場合、衛生委員会を毎月１回以上開催している。 |  |
| ６ | 法定労働時間を超えて労働させる場合、時間外労働・休日労働に関する協定(３６協定)を締結し、労働基準監督署長に届け出ている。 |  |
| 19 | 常時１０人以上５０人未満の労働者を使用している場合、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 |  |
| ７ | １日の労働時間が６時間を超える場合には少なくとも４５分、８時間を超える場合には少なくとも１時間以上の休憩を、労働時間の途中に　与えている。 |  | 20 | 常時１０人以上の労働者を使用している　場合、安全推進者を選任し、必要な職務を行わせている（ガイドライン）。 |  |
| ８ | 少なくとも週１日もしくは４週に４日以上の　休日を与えている。※「夜勤明け」の日は休日には該当しません |  | 21 | 滑りやすい場所や階段に表示を行うなど、　目に見える形で転倒災害防止対策を講じている。 |  |
| ９ | 賃金は、毎月、決まった支払日に、その全額を　支払っている。 |  | 22 | 腰痛予防体操、福祉用具・補助具の利用、　　労働衛生教育などの腰痛症予防対策を講じている（指針)。 |  |
| 10 | 最低賃金額（時間額９２０円）以上の額の賃金を支払っている。 |  | 23 | 常時５０人以上の労働者を使用している　場合、１年以内ごとに１回、定期に「ストレスチェック」を実施し、労働基準監督署に届け出ている。 |  |
| 11 | 法定労働時間を超えた時間外労働及び深夜労働については、通常の賃金の２５％以上、法定休日労働については、通常の賃金の３５％以上の割増賃金を支払っている。 |  |  |